

## 岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱

岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症である高齢者並びに知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の権利を擁護し、安定した日常生活の実現及び福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）及び成年後見制度の利用に係る支援について必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 要支援者に対して市長が行う支援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判請求に関する支援（以下「審判請求支援」という。）
- (2) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の支援
- (3) 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「後見人等に対する報酬」という。）の支援

（審判請求の対象者）

第3条 審判請求の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する要支援者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 審判請求を自ら行うことが困難である者
- (2) 対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）による保護及び審判請求が見込まれない者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本市に居住する要支援者とみなし、対象者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により本市が措置を採っている者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第2項の規定に

より本市が保護を実施している者

- (3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号又は第3号の規定により本市が措置を採っている者
- (4) 老人福祉法第11条第1項の規定により本市が同項各号に掲げる措置を採っている者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされている者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により本市が介護給付費等の給付決定を行っている者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、他の市町村において成年後見制度利用支援事業の対象となる者は、対象者としなない。

（審判請求の種類）

第4条 市長が行う審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（審判請求の判断基準）

第5条 市長は、審判請求を行うに当たっては、対象者に関する次に掲げる事項を総合的に考慮して、必要性を判断する。

- (1) 事理を弁識する能力
- (2) 生活状況、健康状況又は資産状況
- (3) 配偶者等の存否、配偶者等による対象者の保護の可能性及び配偶者等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 市又は関係機関の各種施策の活用による対象者に対する支援策の効

果

(配偶者等への説明)

第6条 市長は、前条各号に掲げる事項を考慮した結果、審判請求を行う必要があると判断し、かつ、対象者に配偶者等がある場合は、当該配偶者等に審判請求の必要性を説明し、配偶者等による審判請求を促すものとする。

(配偶者等への情報提供)

第7条 市長は、配偶者等が審判請求を行う意思を有するときは、必要に応じ、対象者に関する情報を当該配偶者等に提供することができる。

(審判請求の決定)

第8条 市長は、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、対象者に係る審判請求を行う必要があると判断し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、審判請求を行うものとする。

- (1) 対象者に配偶者等がないとき。
- (2) 対象者の配偶者等が審判請求をしない旨を文書等で市長に申し入れた場合であって、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、市長が審判請求をする必要があると判断したとき。ただし、対象者の配偶者等の文書等による申入れが困難であると認められる事由がある場合は、この限りでない。
- (3) 対象者に配偶者等がある場合で、対象者に対する当該配偶者等からの虐待の事実が確認され、市長が審判請求をする必要があると判断したとき。

2 市長は、対象者に緊急又はやむを得ない事情が生じ、速やかに審判請求をする必要があると判断したときは、前項の規定にかかわらず、審判請求を行うことができる。

(審判請求の要請)

第9条 次に掲げる者は、要支援者が審判請求支援を必要とする状態にあると判断したときは、市長に対し、審判請求支援要請書(様式第1)により、審判請求支援を要請することができる。

- (1) 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の長
- (3) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設の長
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5

条第11項に規定する障害者支援施設の長

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の長又は同条第2項に規定する診療所の長

(6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の長

(7) 要支援者の親族以外の者であつて、当該要支援者の日常生活の援助をしているもの（社会福祉法人等の職員を含む。）

（要請に対する回答）

第10条 市長は、前条各号に掲げる者から審判請求の要請があつた場合は、速やかに当該要請に対する対応を決定し、審判請求支援要請回答書（様式第2）により、当該要請をした者に回答するものとする。

（審判請求の手續）

第11条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等については、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（審判請求費用の負担）

第12条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求費用を負担するものとする。

2 市長は、審判請求費用に関し、対象者又は対象者の関係者が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に家事事件手続法第28条第2項の規定による手續費用の負担に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

3 市長は、前項の申立てにより求償権を得たときは、審判により選任された後見人等を通じ、対象者又は対象者の関係者に対して審判請求費用を求償するものとする。

（申立人等に対する審判請求費用等の助成）

第13条 市長は、対象者に後見人等が付された場合において、後見人等を付された者（以下「被後見人等」という。）又は審判請求を行った者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部について助成することができる。

(1) 生活保護法による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号)による支援給付を受けている者

(3) 尾張北部権利擁護支援センター適正運営委員会の設置に関する規程第1条により設置された適正運営委員会の決定において特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター(第17条において「尾張北部権利擁護支援センター」という。)が後見人等となっている者であって、次号アからエまでに掲げる要件に該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの

(4) 次に掲げる要件の全てを満たす者であって、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の活用が困難であると市長が認めるもの

ア 市町村民税非課税世帯(世帯員全員が非課税である世帯をいう。)に属する者であること。

イ 世帯の年間収入が、単身世帯にあっては150万円、その他の世帯にあっては150万円に世帯主を除いた世帯員(同一敷地内に居住する等生計を一にする者を含む。ウ及びエにおいて同じ。)1人につき50万円を加算した額以下の者であること。

ウ 世帯の預貯金等の額が、単身世帯にあっては350万円、その他の世帯にあっては350万円に世帯主を除いた世帯員1人につき100万円を加算した額以下の者であること。

エ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者であること。

2 市長は、被後見人等が前項各号のいずれかに該当する場合には、被後見人等に対し、後見等の開始後に必要な後見人等に対する報酬の全部又は一部について助成することができる。ただし、第15条に規定する助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、やむを得ないと認める事由により当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から後見人等に対して報酬の全部又は一部が支払われないときは、報酬を付与するとされた後見人等を助成の対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、後見人等が被後見人等の民法第725条に規定する親族である場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第14条 前条第1項及び第2項の助成は、助成金の交付により行うもの

とする。

2 前条第1項の規定により市が助成することができる審判請求費用の額は、次に掲げる費用のうち、対象者又は対象者の関係者が審判請求を行うに当たって負担した実費に相当する額とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

3 前条第2項の規定により市が助成することができる後見人等に対する報酬の額は、民法第862条(同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定により家庭裁判所が決定した額とする。ただし、月額28,000円(次に掲げる施設等に月の日数の半数以上入所又は入院している月にあつては、18,000円)を上限とする。

- (1) 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設(1月を超えて入所した場合に限る。)
- (2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (4) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (5) 老人福祉法第29条の規定による届出の対象となる有料老人ホーム
- (6) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護が提供される施設
- (7) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (8) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供等を行う有料老人ホームに該当するもの(第9号において「有料老人ホーム」という。)
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する共同生活援助が提供される施設

- (12) 生活保護法第38条第1項（第4号を除く。）に規定する保護施設
- (13) 医療法第1条の5第1項に規定する病院
- (14) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (15) 前各号に掲げる施設に準ずる施設として市長が認める施設  
（助成金の申請）

第15条 第13条第1項の規定による助成を受けようとする者は、後見人等の選任の審判の確定日の翌日から起算して180日以内に、審判請求費用助成金交付申請書（様式第3）に必要な書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 第13条第2項の規定による助成を受けようとする者は、家庭裁判所による家事事件手続法第124条第2項に基づく報酬付与の決定があった日の翌日から起算して180日以内に、後見人等報酬助成金交付申請書（様式第4）に必要な書類等を添えて、市長に提出するものとする。  
（助成金の交付決定等）

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第5）により、当該申請をした者に通知するものとする。  
（助成金の請求）

第17条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、同条第2項に規定する通知書を受領した後、速やかに成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第6）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

- 2 やむを得ない事由により尾張北部権利擁護支援センターが助成対象者の審判請求費用を負担している場合は、前項の規定にかかわらず、助成対象者に代わって、尾張北部権利擁護支援センターが助成金の請求を行うことができる。  
（後見人等の報告義務）

第18条 後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業利用者異動届（様式第7）に当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 被後見人等又は後見人等の住所又は氏名に変更があったとき。

- (2) 被後見人等の生活状況又は資産状況に変化があったとき。
- (3) 被後見人等が死亡したとき。
- (4) 後見人等が民法第847条各号（同法第876条の2第2項又は第876条の7第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 後見人等が辞任し、又は解任されることとなったとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、被後見人等の後見、保佐又は補助（次条において「被後見人等の成年後見等」という。）が終了したとき。  
（助成の中止等）

第19条 被後見人等の成年後見等が終了したとき及び被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金を受ける資格はその事実の発生した日の翌日に消滅するものとし、市長は、その旨を成年後見制度利用支援事業中止・変更通知書（様式第8）により通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第13条第1項各号に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (5) その他市長が助成の必要がなくなると認めたとき。

2 市長は、被後見人等の資産状況又は生活状況が著しく変化したと認めるときは、助成金の額を変更することができる。

（助成金の返還等）

第20条 市長は、被後見人等が前条各号のいずれかに該当した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に後見人等の選任の審判が確定し、又は家庭裁判所による家事事件手続法第124条第2項に基づく報酬付与が決定した者に係る助成金の申請について適用し、同日前に後見人等の選任の審判が確定し、又は家庭裁判所による家事事件手続法第124条第2項に基づく報酬付与の決定がされた者に係る助成金の申請については、なお従前の例による。

様式第1 (第9条関係)

審判請求支援要請書

年 月 日

岩倉市長 様

要請者 住所  
氏名

岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、下記の対象者について、審判請求の支援を要請します。

記

対象者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
対象者の心身の状況		
対象者の生活の状況		
その他親族、収入、 資 産 等 の 状 況		

様式第2（第10条関係）

審判請求支援要請回答書

第 号  
年 月 日

要請者 住所  
氏名 様

岩倉市長 印

年 月 日付で要請のあったこのことについては、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

対象者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
審判請求支援の適否		適 ・ 不適
理由（不適の場合）		

様式第3（第15条関係）

審判請求費用助成金交付申請書

年 月 日

岩倉市長 様

(申立人) 住 所  
氏 名  
電話番号

審判請求費用の助成を受けたいので、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

被後見人等	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
申請額	計 円	
	内 訳	切手購入費用 円
		収入印紙購入費用 円
		診断書作成費用 円
鑑定費用 円		
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者 <input type="checkbox"/> その他市長が認める場合	
備 考		

添付書類

- 1 公的年金等の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等収入状況が分かる書類
- 2 財産目録の写し等資産状況が分かる書類
- 3 後見等開始の審判を受けた事実が確認できる書類の写し
- 4 支出を証明する書類（領収書等）

様式第4（第15条関係）

後見人等報酬助成金交付申請書

年 月 日

岩倉市長 様

(被後見人等) 住 所  
氏 名  
電話番号

後見人等に対する報酬の助成を受けたいので、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

被後見人等	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
後見人等の区分	後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 ・ 後見監督人 ・ 保佐監督人 ・ 補助監督人	
申 請 額	円 (報酬付与期間 月 日～ 月 日)	
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者 <input type="checkbox"/> その他市長が認める場合	

添付書類

- 1 公的年金等の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等収入状況が分かる書類
- 2 財産目録の写し等資産状況が分かる書類
- 3 後見等開始の審判を受けた事実が確認できる書類の写し
- 4 報酬付与決定通知書の写し
- 5 後見等事務報告書の写し

様式第5（第16条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付・不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業（審判請求費用・後見人等に対する報酬）助成金の交付申請について、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条の規定により下記のとおり交付・不交付の決定をしたので、通知します。

交付対象	<input type="checkbox"/> 第13条第1項に規定する審判請求費用の助成 <input type="checkbox"/> 第13条第2項に規定する後見人等に対する報酬の助成
助成金額	円
不交付の場合 はその理由	
備考	

様式第6（第17条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

岩倉市長 様

（請求者）住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた助成金について、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

被後見人等	住 所			
	氏 名			
後見人等	住 所			
	氏 名			
請求額	<p style="text-align: center;">_____ 円</p> <p>ただし、                  ・ 審判請求費用の助成 として                  ・ 後見人等に対する報酬の助成</p>			
振込先 金融機関	金融機関名		支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
備 考				

様式第7（第18条関係）

成年後見制度利用支援事業利用者異動届

年 月 日

岩倉市長 様

（後見人等）住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付で申請した内容について変更が生じたので、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第18条の規定に基づき届け出ます。

被後見人等	住 所	
	氏 名	
異動内容		
変更年月日	年 月 日	

様式第8（第19条関係）

成年後見制度利用支援事業中止・変更通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付 第 号で交付決定した成年後見制度利用支援事業（審判請求費用・後見人等に対する報酬）助成金について、岩倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱第19条の規定により、下記のとおり中止・変更の決定をしたので通知します。

交付内容	<input type="checkbox"/> 第13条第1項に規定する審判請求費用の助成 <input type="checkbox"/> 第13条第2項に規定する後見人等に対する報酬の助成
中止・変更する理由	
返還金額	円
備考	